



定時総会報告

◆第26回定時総会開催

【開催日】5月27日(火)
【場所】ホテルフローラ船橋
令和6年度期末正会員数2716名、出席者及び委任状並びに議決権行使併せて1861名により正会員数の議決件過半数を有する出席により成立。次の全ての議案が可決承認されました。

- ① 第1号議案
【令和6年度事業報告承認の件】
- ② 第2号議案
【令和6年度収支決算及び監査報告承認の件】
- ③ 第3号議案
【外部理事・監事(追加) 選任の件】
今回新たに櫻井徹氏が理事に就任し、大野隆二氏が監事に就任いたしました。何卒よろしくお願ひ申し上げます。
- ④ 第4号議案
【入会金及び会費規定一部追加・変更・削除承認の件】

船橋税務署着任のご挨拶

署長 築山大祐



船橋税務署 長 祐
築山 大祐

初秋の候、公益社団法人船橋青色申告会の皆様におかれましては、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で国税庁調査査察部査察課から転任してまいりました築山でございます。前任同様、よろしくお願ひいたします。

南会長をはじめ役員並びに会員の皆様と事務局の方々におかれましては、平素より税務行政の円滑な運営につきまして深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、適正申告の実現と青色申告の普及のための記帳指導や各種説明会を開催されているほか、租税教育の充実のために小学校の租税教室に講師を派遣していただいております。

また、「心なげし市民まつり」においては、税金クイズを開催して地域社会に密着した正しい税知識の啓蒙活動を展開されております。

いすれも、大変心強い活動であり、貴会関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。

船橋署といたしましては、貴会の活動がより一層充実したものと存じますように、貴会との信頼・協調関係を更に発展させていくとともに、できる限りの支援を行っていく所存でございます。

なお、国税庁としては「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX)」を推進しており、その一つの側面として、「事業者のデジタル化促進」にも取り組んでいるところであります。事業者が行う事務処理のデジタル化を促進することは、業務の正確性向上や生産性向上等につながることを期待されます。

青色申告会の皆様には、ぜひe-Taxの利用拡大、会計ソフトを利用した記帳、電子帳簿保存法への対応などに御協力をお願いいたします。

結びに当たりまして、公益社団法人船橋青色申告会の益々の御発展と事業の御繁栄並びに会員の皆様の御健康を心から祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

専門家による相談会

(青色会館)

予約制

税に関する相談会

相続・贈与税・土地や建物の譲渡等、税に関することについて税理士が応じます。

【開催日】9月18日(木)・10月14日(火)・11月20日(木)・12月9日(火)

【開始時間】①13時30分②14時③14時30分④15時

◆法律に関する相談会
法律全般に関することについて弁護士が応じます。

【開催日】9月19日(金)・11月14日(金)

【開始時間】①13時30分②14時③14時30分④15時

◆融資に関する相談会
運転資金等融資に関することについて、日本政策金融公庫船橋支店担当者が応じます。

【開催日】9月17日(水)・10月15日(水)・11月19日(水)・12月17日(水)

【開始時間】①9時30分②10時③10時30分④11時

個人事業税の電子マネー納付ができます!

個人事業税は、前年の事業所得が290万円を超えた方に課税されます。スマートフォン決済アプリを利用して、自宅などから24時間いつでも納付が可能です。また、金融機関や、口座振替、コンビニエンスストア、「モバイルレジ」アプリ、インターネットを利用したクレジットカードによる納付も可能です。

船橋県税事務所
047-(4333)1275



< 令和7年分年末調整相談会 >

令和7年12月1日(月)~令和8年1月20日(火)まで

12月1日(月)以前は年末調整相談会の受付はできませんので
ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※青いハガキで「年末調整相談会のご案内」はございませんのでご注意ください。

「船橋青色申告会」年会費支払

令和7年度年会費より7月31日を過ぎ
て納入する場合、延滞手数料として1000円
を徴収することになりました。ご理解の程
よろしくお願ひ申し上げます。

事業開催報告

やさしい複式簿記講座(6月期)

【開催期間】6月2日(月)・6月4日(水)・6月6日(金)

【講師】千葉県税理士会船橋支部 伊藤鮎美税理士

【受講者数】6名

青色申告特別控除65万円または55万円の控除要件の一つである、複式簿記について、本年度も開催。当日は、仕訳から振替伝票の記載、総勘定元帳への転記等を実際に作成し、実務的な内容となりました。

租税教室

【開催日】

5月28日(水) 5月30日(金)

6月5日(木) 6月27日(金)

【会場】

高根東小学校・行田東小学校・大穴小学校・高根台第一小学校



今回も船橋市内の小学校6年生を対象とした租税教室を実施しました。高根東小学校を皮切りに4校で「なぜ税金は必要なのか」等をテーマにお話をさせていただきました。

事務局からのお知らせ

ホームページでも様々な情報を発信中です。QRコードからも見る您可以通过。

<http://www.fu-aioro.com>



◆ブルーリターンAの保守契約更新について

「ブルーリターン A」の利用者は、ソフトの購入時に購入の翌年分から3年間の保守契約を株式会社ゼンアオイロと締結しています。「ブルーリターン A」の利用を継続する場合は、保守契約に同意のうえ3年間の保守契約を終える年の8月中に、船橋青色申告会を通じて保守契約料(13,200円/3年分)をお支払いいただく必要があります。尚、本年の保守契約更新対象者は、右上図のとおりです。保守契約更新対象者の方には、8月上旬に「保守契約更新案内状」および「保守契約書」等を郵送しますので、保守契約書の内容に同意して頂いたうえで

保守契約更新対象者

2001年購入者	2004年購入者
2007年購入者	2010年購入者
2013年購入者	2016年購入者
2019年購入者	2022年購入者

2025年8月25日(金)までに保守契約更新料をお振込みください。

保守契約料
更新
13,200円※
(3年分の保守契約料・前払い)

保守契約料の改定前と改定後の金額は下記になります。

改定前	改定後
9,900円	13,200円

ブルーリターンAは、昨今の社会全般における物価上昇の影響を受け、株式会社ゼンアオイロも運営コストの見直しが必要となり、誠に心苦しいご案内ではございますが令和8年1月1日以降の保守内容および保守契約料を改定させていただきました。何卒ご理解とご協力をいただきたくよろしくお願い申し上げます。詳しい内容等につきましては保守契約更新対象者の方に送付いたしますので、届きましたらご確認ください。(【注意】保守契約終了後に再度「ブルーリターンA」の利用を再開する場合は新規購入していただくこととなりますのでご注意ください。)

